

第1編 定款・規約

○大分県土地改良事業団体連合会定款

(昭和33年4月1日制定)

改正	昭和35年5月16日	昭和42年5月31日	昭和59年4月26日	平成9年5月6日	平成24年4月20日
	昭和36年3月30日	昭和44年8月12日	昭和60年8月23日	平成16年5月6日	
	昭和38年3月22日	昭和52年8月31日	平成4年6月2日	平成19年4月25日	
	昭和40年5月27日	昭和53年8月8日	平成6年6月15日	平成23年4月22日	

第1章 総則

(目的)

第1条 この会は、土地改良事業を行う者（国、県及び土地改良法第95条第1項の規定により土地改良事業を行う同法第3条に規定する資格を有する者を除く。以下同じ。）の協同組織により土地改良事業の適切かつ効率的な運営を確保し、及びその共同の利益を増進することを目的とする。

(名称)

第2条 この会は、大分県土地改良事業団体連合会という。

(地区)

第3条 この会の地区は、大分県の区域とする。

(事業)

第4条 この会は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 会員の行う土地改良事業(土地改良事業に附随する事業を含む。以下同じ。)に関する技術的な指導その他の援助
- (2) 土地改良事業に関する教育及び情報の提供
- (3) 土地改良事業に関する調査及び研究
- (4) 国又は県の行う土地改良事業に対する協力
- (5) 前各号に掲げる事業のほか、第1条の目的を達成するため必要な事業

(事務所の所在地)

第5条 この会の事務所は、大分県大分市におく。

(公告の方法)

第6条 この会の公告は、この会の掲示場に掲示し、かつ、必要があるときは大分合同新聞又はこの会のホームページに掲載する。

第2章 会員

(会員の資格)

第7条 この会の会員たる資格を有する者は、この会の地区内において土地改良事業を行う者とする。

(会員の加入申込等)

第8条 この会の会員となろうとする者は、加入申込書に次に掲げる書類を添付し、これをこの会に提出しなければならない。

- (1) 加入についての総会（市町村にあっては議会）の議事録
- (2) 代表者の氏名を記載した書面

2 この会は、前項の申込を受けた場合において、その加入を承諾したときは、会員名簿に登載するとともにその旨を書面で加入申込者に通知するものとする。

第9条 会員は、前条第1項第2号の書類の記載事項に変更があったときは、遅滞なくその旨を書面でこの会に届け出なければならない。

(会員の脱退)

第10条 会員は60日前までにその旨を書面でこの会に予告して脱退することができる。

第11条 会員は、会員たる資格を喪失し、又は解散し脱退する場合には、遅滞なくその旨を書面でこの会に届け出なければならない。

(会員の除名)

第12条 会員が、次の各号の一に該当するときは、総会の議決を経て、これを除名することができる。この場合には、総会の会日から10日前までその会員に対しその旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

- (1) 賦課金の納入その他この会に対する義務の履行を怠ったとき
- (2) 法令、法令に基づいてする行政庁の処分又はこの会の定款若しくは規約に違反し、その他故意又は重大な過失により、この会の信用を失わせるような行為をしたとき

2 前項の規定により会員を除名したときは、その理由を明らかにした書面で、その会員

に通知しなければならない。

第3章 経費の賦課及び財産

(経費の賦課)

第13条 この会は、毎事業年度、会員から一定額の一般賦課金を徴収する。

2 この会は、毎事業年度、会員から当該会員の地区内で行われる土地改良事業の施行に係る土地につき、一定額の特別賦課金を徴収する。

3 この会は、毎事業年度、土地改良施設維持管理適正化事業及び施設改善対策事業に要する経費に充てるため、一定の会員から一定額の特別賦課金を徴収する。

4 この会は、毎事業年度、農道台帳管理事業に要する経費に充てるため、一定の会員から一定額の特別賦課金を徴収する。

5 前4項の賦課金の額及び徴収方法は総会で定める。

第14条 すでに会員から徴収した賦課金は、その会員について、前条の賦課金の算定の基準となった事項に変更があっても返還しない。

第15条 この会は、会員が賦課金を納付期限までに完納しないときは、その期限後1日につき、滞納金額の1,000分の0.5に相当する金額を過怠金として徴収することができる。

(財産)

第16条 この会の財産を分けて、基本財産及び通常財産とする。

2 前項の基本財産の範囲並びにその取得、管理及び処分等に関しては、規約で定める。

(財産分配の制限)

第17条 この会の財産は、この会の解散のときでなければ、会員に分配しないものとし、その方法は総会で定める。

第4章 役員等

(役員の数)

第18条 この会の役員として、理事15人、監事3人をおく。

(役員を選任)

第19条 役員は、総会において選任された詮衡委員が推薦した者のうちから、総会において選任する。

2 前条に規定する役員の数のうち、理事については12人、監事についてはその全てが、会員を代表する者でなければならない。

3 第1項に規定する詮衡委員及び役員を選任方法については、規約で定める。

(補欠選任)

第20条 役員の一部が欠けた場合は、その不足の員数につき、補欠選任を行わなければならない。ただし、欠員数が理事の定数の2分の1未満であるとき、若しくは、監事の定数の3分の2未満又は役員に欠員を生じたときが役員任期満了前3ヶ月以内であるときは、次の総会まで補欠選任を行わないことができる。

(会長、副会長等)

第21条 理事は、会長1人及び副会長2人を互選するものとする。

2 理事の互選によって専務理事又は常務理事1人を置くことができる。

(会長の職務等)

第22条 会長は、この会を代表し、その業務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、あらかじめ会長が定めた順位に従い、会長に事故があるときは、会長の職務を代理し、会長が欠員のときは、その職務を行う。

3 専務理事または常務理事は、常時会務を掌理し、会長及び副会長に事故あるときは、その職務を代理し、会長及び副会長が欠員のときは、その職務を行う。

4 理事は、あらかじめ、理事会において定めた順位に従い、会長、副会長及び専務理事又は常務理事に事故あるときは、その職務を代理し、会長、副会長及び専務理事又は常務理事が欠員のときはその職務を行う。

(監事の職務)

第23条 監事は、少なくとも毎事業年度2回、この会の財産並びに業務及び会計の状況を監査し、その結果につき、総会及び理事会に報告し、かつ意見を述べなければならない。

2 監査についての細則は、監事がこれを作成し総会の承認を受けるものとする。

(理事会)

第24条 次に掲げる事項は、理事をもって構成する理事会の議決を経なければならない。

ただし、緊急を要する場合であって、理事会を招集するいとまがないときは、会長がこれを決することができる。この場合においては、会長は、次の理事会においてその旨を報告し、理事会の承認を求めるものとする。

(1) 業務を執行するための方針に関する事項

- (2) 総会の招集及び総会に附議すべき事項
- (3) 役員の旅費規程その他の規程の設定、変更又は廃止に関する事項
- (4) 通常財産たる不動産の取得又は処分に関する事項
- (5) 参事の任免に関する事項
- (6) 前各号に掲げる事項のほか、理事会において必要と認めた事項

第25条 理事会は、会長が招集する。

- 2 理事会の議事は、理事総数の2分の1以上が出席し、出席した理事の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。
- 3 会長は、理事会の議長となる。
- 4 理事会の議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、議長及び出席した理事2人がこれに署名及び押印するものとする。

(役員任期)

第26条 役員任期は4年とする。

- 2 補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 前項の補欠役員が役員全部である場合には同項の規定にかかわらずその任期は4年とし、その就任の日から起算する。
- 4 第1項の役員任期は、前任者の任期満了の日の翌日から起算するものとする。

(役員報酬)

第27条 役員報酬については、総会で定める。

- 2 役員旅費については、役職員旅費規程で定める。

(職員)

第28条 この会に、次の職員を置く。

- (1) 参事 1人
 - (2) 主事及び技師 若干人
 - (3) 主事補及び技師補 若干人
 - (4) 事務員及び技術員 若干人
 - (5) 嘱託及び傭員 若干人
- ただし、参事については必要に応じて置くこととする。

(職員サービス及び給与等)

第29条 職員は、会長が任免する。

- 2 職員のサービス、給与及び旅費に関しては、職員サービス規程、職員給与規程、役職員旅費規程で定める。

(職員退職手当の支給)

第30条 この会は、職員が退職するときは、職員退職給与金支給規程の定めるところにより、これらの者に対し、退職手当を支給する。

- 2 この会は、規約の定めるところにより、毎事業年度職員退職給与金を積立てる。

(顧問及び参与)

第31条 この会の業務の運営を適切に行うため、必要があるときは、顧問及び参与若干人を置くことができる。

第5章 総会

(総会の招集)

第32条 会長は、毎事業年度1回2月又は3月、通常総会を招集しなければならない。

- 2 会長は、理事会の決定があったときは、臨時総会を招集しなければならない。

第33条 会長は会員が、総会員の5分の1以上の同意を得、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を会長に提出して、総会の招集を請求したときは、その請求があった日から20日以内に総会を招集しなければならない。

(監事による総会の招集)

第34条 会長の職務を行う者がいないとき、又は前条の規定による請求があった場合において会長が正当な事由がないのに総会招集の手続をしないときは、監事がこれを招集しなければならない。

(総会招集の通知)

第35条 総会を招集するには、その会日から5日前までに、会議の日時、場所及び目的を各会員に通知しなければならない。ただし、急施を要する場合には、その会日から3日まえまでに通知すればよい。

(総会の議決事項)

第36条 土地改良法第111条の20に規定する事項のほか、次に掲げる事項は総会の議決を経なければならない。

- (1) 規約の設定、変更又は廃止
- (2) 借入金の額の限度並びに借入金の借入の方法
- (3) 土地改良事業に関係ある団体への加入又は出資

(議決及び選任権)

第37条 会員は、各々1個の議決権及び役員を選任権を有する。

- 2 会員は、第35条の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき、書面又は代理人をもって議決権又は選任権を行うことができる。
- 3 前項の規定により議決権又は選任権を行う者は、出席者とみなす。
- 4 前2項の規定により会員が議決権又は役員を選任権を行わせようとする代理人は、他の会員でなければならない。
- 5 代理人は、4人以上の会員を代理することができない。
- 6 代理人は、代理権を証する書面をこの会に提出しなければならない。

(総会の議決方法等)

第38条 総会は、会員の半数以上が出席しなければ議事を開き、議決することができない。

- 2 総会を招集した場合において、会員の半数以上の出席がないときは、理事又は監事は、20日以内に更に総会を招集しなければならない。この場合には、会員の半数以上の出席がなくても、議事を開き議決することができる。

第39条 総会においては、第35条の規定により、あらかじめ通知した事項に限って議決するものとする。ただし、第19条に規定する役員を選任及び第41条に規定する事項を除き、緊急を要する事項については、この限りでない。

第40条 総会の議事は、出席した会員の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 議長は、総会で選任する。
- 3 議長は、会員として総会の議決に加わる権利を有しない。

(重要事項の議決)

第41条 次に掲げる事項は、会員の3分の2以上が出席し、その議決権の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 会員の除名

(議事録)

第42条 総会の議事については、議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、議長、出席した理事2人及び総会において選任した会員2人がこれに署名及び押印するものとする。

第6章 業務の執行及び会計

(事業年度)

第43条 この会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(経費の支弁)

第44条 この会の経費は会員に対する賦課金、事業収入、その他の収入をもって支弁する。(実施に関する規約)

第45条 この定款に特別の定めのあるものを除き、この会の事業の執行及び会計について必要な事項は規約で定める。

附 則

- 1 この会の設立当時の理事及び監事は、この定款にかかわらず土地改良法第111条の19の規定に基づき創立総会に於いて選任するものとする。
- 2 この定款は、農林大臣の認可のあった日(昭和33年7月29日)から施行する。

附 則

- 1 この定款の変更(昭和35年5月16日本会議決のもの)は農林大臣の認可のあった日から施行する。

附 則

- 1 この定款の変更(昭和36年3月30日本会議決のもの)は農林大臣の認可のあった日の属する昭和36年度分より適用する。

附 則

- 1 昭和37年度の事業年度は昭和38年5月31日まで延期する。
- 2 この定款の変更(昭和38年3月22日本会議決のもの)は農林大臣の認可のあった日の属する年度より適用する。

附 則

- 1 この定款の変更（昭和40年5月27日本会議決のもの）は農林大臣の認可のあった日から施行し昭和40年度より適用する。

附 則

- 1 昭和41年度の事業年度は昭和41年6月1日より昭和42年6月30日までとする。
- 2 この定款の変更は農林大臣の認可のあった日（昭和42年5月31日）の属する年度より適用する。

附 則

（役員任期の経過規程）

- 1 定款第26条役員任期変更の規定は、昭和46年5月又は6月招集の通常総会における役員選任の日からこれを適用する。

（実施期間）

- 1 この定款の変更は農林大臣の認可のあった日（昭和44年8月12日）から施行し、昭和44年度分より適用する。

附 則

- 1 この定款の変更は農林大臣の認可のあった日（昭和52年8月31日）から施行する。

附 則

- 1 この定款の変更は農林大臣の認可のあった日（昭和53年8月8日）から施行する。
- 2 昭和53年度は第37条の規定にかかわらず昭和53年7月1日から昭和54年3月31日までとする。
- 3 昭和50年6月16日選任された役員任期は第26条の規定にかかわらず昭和54年3月31日までとする。

附 則

- 1 この定款は農林水産大臣の認可のあった日（昭和59年4月26日）から施行する。
- 2 新たに選任された役員任期は定款第26条の規定にかかわらず現在の役員任期期間とする。

附 則

- 1 この定款は農林水産大臣の認可のあった日（昭和60年8月23日）から施行する。

附 則

- 1 この定款は農林水産大臣の認可のあった日（平成4年6月2日）から施行する。

附 則

- 1 この定款は農林水産大臣の認可のあった日（平成6年6月15日）から施行する。

附 則

- 1 この定款は農林水産大臣の認可のあった日（平成9年5月6日）から施行する。

附 則

- 1 この定款は農林水産大臣の認可のあった日（平成16年5月6日）から施行する。

附 則

- 1 この定款は農林水産大臣の認可のあった日（平成19年4月25日）から施行する。

附 則

- 1 この定款は農林水産大臣の認可のあった日（平成23年4月22日）から施行する。

附 則

- 1 この定款は農林水産大臣の認可のあった日（平成24年4月20日）から施行する。